愛知県高齢者見守りの手引き

平成27年3月

健康福祉部高齢福祉課



愛知県高齢者見守りの手引き <目次>

第 1	章 高齢者等見守りネットワークについて
1	見守りネットワークの仕組み・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	地域住民、民間事業者、専門機関等、それぞれの機能と役割の確認・・2
3	見守りネットワークにおける市町村の役割 ・・・・・・・・・2
	市町村高齢者地域見守りネットワーク体制(例)・・・・・・・・
4	見守りネットワークにおける各主体の役割・・・・・・・・・・
5	民間事業者との連携・協定について ・・・・・・・・・・・・・
第2	章 見守り活動の基本的な流れとポイント
1	気づき・相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2	地域で支え、見守るための対応事例・・・・・・・・・・ 7
第3	章 個人情報の適切な共有について
1	見守り活動における個人情報の重要性・・・・・・・・・・・・
2	見守り活動における個人情報の取扱例(消費者庁)・・・・・・・・
【参	考資料】
1	連絡様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	民間事業者と自治体の協定書文例・・・・・・・・・・・10
3	愛知県高齢者等見守りネットワーク構築推進会議 協力機関取組概要 ・・12
4	市町村高齢者等見守り連絡窓口(安否の心配)・・・・・・・・ 18
5	市町村高齢者等貝守り連絡窓口(生活支援等)・・・・・・・・ 1 C

第1章 高齢者等の見守りネットワークについて

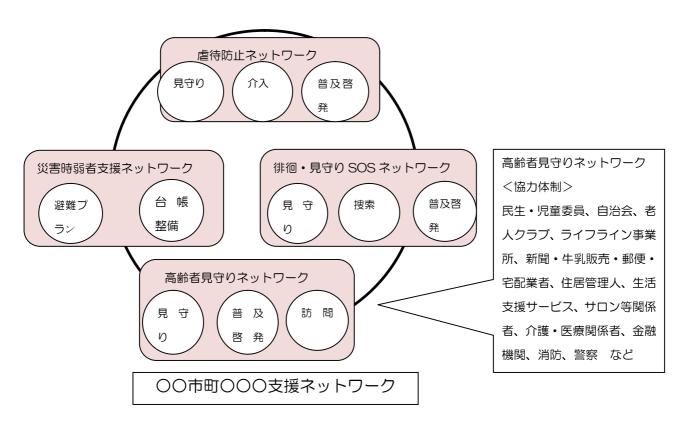
- 1 見守りネットワークの仕組み
- 高齢者の見守りネットワークは、地域住民、民間事業者、専門機関等、地域の様々な主体がそれぞれの役割分担の下、相互に連携しながら見守り活動を行うことで、誰もが安心して暮らし続けられる体制が構築されている状況を指します。

普段の生活環境から、住民及び関係機関間等で、うまく見守り機能が働いているよう把握することに加え、年1回以上、関係者で集い、地域の現状と見守りの実際、それぞれの役割と今後の方向性について会議等で確認しておくことが、安心な体制の継続のために必要とされます。

また事業所との見守りの協定は、お互いの役割や個人情報保護の認識等、共有する情報の範囲を明確にし、また、共通の認識で対応できるように事前打ち合わせ及び協定書による締結にて明示・理解しておくことをお勧めします。

高齢者見守りネットワーク構築のヒント

- ◆ 既にある地域の資源・ネットワークを活かして構築・発展する
- <例>
 - 他の支援ネットワークを活用・発展
 - 災害時要援護者支援システムを活用
 - 民間の安否確認サービスとの連携(中日新聞販売店による無料の読者安否確認サービス)
 - 管内の介護サービス事業所の行方不明高齢者登録との連携 など



- 2 地域住民、民間事業者、専門機関等、それぞれの機能と役割の確認
- (1) 対象者の状態に応じた見守り方法と役割
- 1 <病気の予防と安全の確保> 日頃からの心身の健康保持への支援 ex)生活支援・サロン等
 - ・用心(犯罪巻込まれ防止)

- 2 人自ら動けなくなった時の早期対応>
 - ・日頃の緊急連絡先の確認
 - ・隣人、知人、業務遂行中に異変に 気付いた職員の対応。

(2)役割ごとの見守りの方法

(1)緩やかな見守り

日常生活や業務の中で、いつもと違う何かおかしいと 感じる人がいたら、専門の相談機関に相談するなど、 地域で緩やかに行う見守り活動(地域住民・民間業者) 「見守り」意識の住民への普及・啓発。民間事業所の理解を得て、見守り協定等にて協力者を増やす。

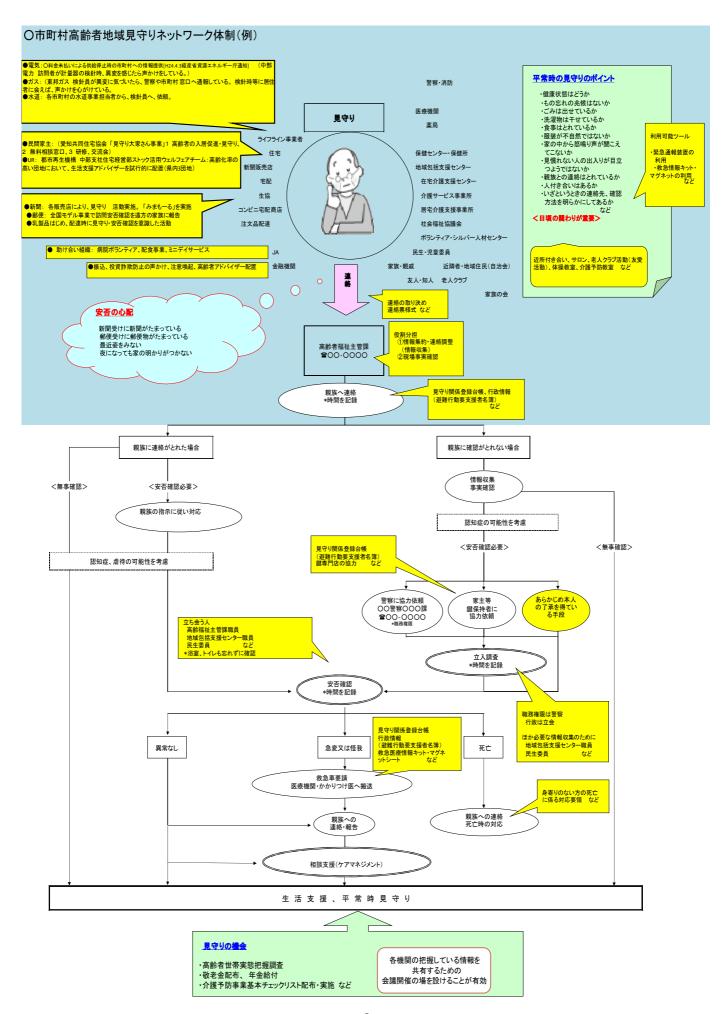
(2)担当を決めて行う見守り

定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して訪問するなど、担当を決めて定期的に行う見守り (民生・児童委員、老人クラブ等) ・研修、ケース検討会で、担当が定期見守りの意味を理解し、異変時の報告が確実に伝わるよう努める。

(3)専門的な見守り

認知症、虐待など対応が困難なケース等に対して、 職員が専門的な知識や技術を持って行う見守り (地域包括支援センター、保健センター、保健所等) 日頃から、情報を届きやすくする仕組みを準備。会議等情報の共有に努め、 危険な状態を予防。

- 3 見守りネットワークにおける市町村の役割
 - ① ネットワークの基盤づくり
 - 小学校区単位毎、支援可能な団体・グループ等支援者の有無把握。 問題の浮上した個別ケースへの見守り支援を関係者で検討し、共通する内容を他地区と 情報共有し、改善策を検討する機会を増やす。
 - ② 見守りに関する庁内横断組織や検討体制づくり
 - 保健センター・生活保護担当・住民課・消防・防災・水道・時間外対応等の担当者と、日頃から、情報共有を心がけ、対応策を相談し合う。
 - ③ 民間事業者等協力機関との協定の締結
 - 対象者の生活に身近なその地域の事業所と協定を締結し、日常業務時異変を感じたら連絡をしていただく依頼。
 - ④ 高齢者の見守りに関する関係者等の会議の開催。
 - 年間計画として定例的に、日頃の対応について、情報共有、対応策検討のための会議開催。
 - ※ 市町村高齢者地域見守りネットワーク体制(例)での、現在の担当機関を確認。



4 見守りネットワークにおける関係者の役割 【各地区で、担当者が存在する団体】 その地区の対象者に責務を持って対応。

〇民生委員

- 地域福祉に関する特別職の地方公務員としての役割
- 地域住民の身近な相談相手となり、行政・包括とつなげる役割
- 〇町内会•自治会
- 地域コミュニティの中心的な存在(サロンの設置等)
 - 自主的な見守り活動の実施(マップ作成等)
- ○地域包括支援センター
- 地域における見守りの総合相談窓口
- 民間サービス・介護サービス事業者と連携
- ・地域のキーパーソンからの情報収集等
- ○社会福祉協議会
- ・福祉のまちづくりの実現
- 住民主体の見守り活動の支援

【地区・加入等によって、活動量、支援者がある団体】状況により、存在しない地域もある。

○老人クラブ

- 老人クラブにおける友愛訪問活動
- 地域の見守りネットワークとの連携(出席しなくなった人の安否確認等)
- ONPO法人
- ・見守りに関わる事業運営 サロンや居場所づくり、相談・情報提供、話し相手、外出支援、生活支援サービス、 人材育成など、見守りに関わる様々な事業
- OJA 農業協同組合、 COOP 生活協同組合 等
- 地域にある助け合い組織。ミニデイサービス、病院ボランティア、配食サービス等 活動を通しての見守り。
- ○集合住宅における管理人・管理会社(愛知共同住宅協会、都市再生機構)
 - ・民間の賃貸住宅経営者・管理者(大家さん)による高齢者等の入居促進、入居中の高齢者等の見守り活動、無料相談窓口、高齢者向け制度の案内・相談受付等、あんしんコール、団地巡回による安否確認、シルバー健康教室等の企画・開催。

【通常業務を通じて異常発見時の支援協力実施機関】 (別添 各機関報告参照)

- 〇ライフライン事業者 (電力・ガス・水道)
- 検針時、集金時、点検時等の訪問の際に支援協力。
 - *各地の見守り支援依頼に応えるよう、周知し、協定等受入れ準備はできている。今後、 自動検針制度に変わり、検針員による見守り協力が困難になる事業所もある。
- ○新聞販売店、新聞販売組合、新聞社
 - ・配達業務を通じて異常発見時の支援協力。各市町村からの協定依頼を受け、対応。各社 員が、地域見守り活動の存在を認識している。各地区営業課長が窓口対応。

○郵便事業者

・郵便配達時に安否について等気にかかることがある場合に市町村高齢者窓口に情報提供。 郵政民営化の一部見直しにより、改めて地域貢献システム等を目標とし、協力。

〇宅配事業者、運輸事業者、牛乳販売店・乳酸菌飲料販売店・生活協同組合・農業協同組合・ 配食サービス事業者・スーパー、コンビニエンスストア、商店、商店街・商店会等

・生活に身近な機関として、見守りへの協力依頼が有効

○金融機関

• ①振り込め詐欺、②認知症によるトラブル等、振込時のトラブル防止や対応。

【医療・介護関連事業者】

- ○医療機関
- ・在宅医療ネットワークを形成し、多職種連携システムにより地域住民に必要なサービスを 一体化かつ体系的に提供できる仕組みづくり。
- ○薬局
- 薬処方時、購入時、薬剤師訪問時における相談、声かけ。
- 〇居宅介護支援事業者
- ・要介護高齢者を中心に、医療関係、介護サービス提供者との連携の上での見守りと、定期 的な訪問による確認。

【警察】

• 見守りネットワーク構築、運営に関する協力。

<参考資料>

- 高齢者等見守りネットワーク構築推進会議出席事業所の見守り協力状況
- 市町村担当者窓口

5 民間事業者との連携・協定について

(1) 民間事業者との連携の重要性

- 〇高齢者の日常生活でのささいな異変に気付くためには、水道・電気・ガスの検針員、新 間配達員等様々な民間事業者の協力を得ることが重要。
- ○気付きを相談につなげるため、民間事業者と見守りに関わる協定の締結も有効であり、 協定締結は見守りネットワーク構築における市町村の重要な役割の一つ。

(2) 協定締結のポイント

【協定締結先】 地区の状況にあった組合や連合会、業界団体等と有効に締結。

【協定で定める事項】 ※「協定文例」参照

目的・趣旨、対象者、協力内容、相談・連絡先、免責事項、守秘義務・個人情報の保護等

【協定締結の際の留意点】

①連絡が必要な場合を例示

どのような場合に連絡が必要かを具体的に例示する。「新聞がたまっている」「異臭がする」等の気づきの他、「使用料の大幅な変化」「料金滞納による供給停止」との事業者しか知りえない異変察知の機会もあるため協議の上例示。

②相談・連絡先の特定化

できる限り特定化し、夜間、土日祝日の連絡先を明記しておくこと。

一方、生命に関わる緊急性がある場合には警察、消防への通報が優先であることを確認しておく。

③免責事項の明示

民間事業者が、訪問先等で異変に気づけなかった場合も責任を負わないことを明示。このことで、事業者の協定締結への協力を得やすくなるとともに、責任の範囲も明確になる。

4個人情報の保護範囲

高齢者宅の異変を察知し連絡する際の連絡・相談内容について、必要な情報は得られ、不必要な情報は漏らさぬよう予め双方の見解を一致させておく。

【見守り方法の提示】

協定書に加えて、異変の判断基準や対応方法等具体的な内容を記載した実施要綱やマニュ アル等を作成し、その中で具体的な見守り方法を明示することも有効。

第2章 見守り活動の基本的な流れとポイント

- 1 気付き・相談
- (1) 異変への気付き

【異変への早期の気付きと専門機関による適切な対応例】

独居高齢者宅で新聞販売店が、4~5日新聞がたまっている事を民生委員に連絡。包括が同道訪問したが応答なかったため県内に住む兄に連絡。兄が来る事が出来なかった為警察に連絡し、警察と民生委員が訪問。家の中から本人の返事が聞こえたため、とりあえず撤収。翌日、包括が再び訪問したところ、倒れて動けない本人を発見し救急要請し入院となった。

(2) 相談しやすい体制の確保

- ① 相談先の明確化
- ② 効果的な周知
- ③ 開庁時間外の相談先の設置 (連絡先と役割分担の決定)
- (3) 居住形態別の気付きのポイント:
 - ① オートロックマンション
 - 管理人と顔の見える関係を構築する。
 - 管理組合や住民と情報交換する機会を持つ。
 - 町会・自治会より、マンション住民が会員となるよう働き掛けてもらう。 等
 - ② 集合住宅団地
 - 自治会や住民と顔の見える関係を構築する。
 - 管理組織との関係を構築する。 等
 - ③ 戸建て住宅団地
 - 町会との関係を構築する。
 - 清掃業者等との関係を構築する。
 - ④ 賃貸アパート等
 - 住宅を管理している大家や不動産業者等に働き掛ける。 等

2 地域で支え、見守るための対応事例

関係者間で、現場で壁に突き当たることの多いケースや配慮が必要となるケースを想定し、話し合い、役割の確認をしておく。

(1) 本人が対応を拒否するケース

(定期訪問による安否確認、キーパーソン・地域住民の協力等)

(2) 家族が介入を拒否するケース

(家族との関係構築、虐待の恐れがある場合区市町村へ通報等)

(3) 自宅内で倒れている可能性があるケース

(警察・消防と連携、鍵の開錠・救出等)

(4) 認知症の疑いがあるケース

(地域住民の認知症への理解を深める 等)

(5) 複数人世帯で地域から孤立しているケース

(介護者支援、見守り対象者を幅広く捉える等)

第3章 個人情報の適切な共有について

1 見守り活動における個人情報の重要性

- 〇 個人情報の適切な共有は、見守りネットワークを有効に機能させる上で重要な要件だが、見守りの現場では、必要な手順を踏めば提供することが可能な情報でも、個人情報保護を理由に関係者に提供されず、こうしたことが「支援の壁」となっている場合もある。
- 個人情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適切に取り扱われなければならないが、 一方で究極の権利利益とも言える「生命や身体の安全」を守るために、効果的に活用していくこ とが重要

2 見守り活動に係る個人情報の取扱例 (消費者庁)

・協力機関・団体等の個人情報の取扱に対する認識にばらつきがある。

⇒ 原則、本人の同意を得るが、①法令に基づく場合(高齢者虐待防止法等)、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難である時などは本人の同意を得ずに情報を提供することが個人情報保護法で認められていることを、随時、協力機関、団体等に周知している。

また、個々のケース対応においても関係者で情報共有や守秘義務を遵守するよう説明している。

・協定書を結んだ代表者等は事業を知っているが、地域を回っている担当者は把握していないことがある。

⇒ 市や地域包括センターから協力機関・団体等への事業の報告時に、地域を回っている担当者にも周知するよう依頼したり、直接事業担当者に説明を行っている。

・高齢者等の異変を察知した際の対処方法

⇒ 個人のプライバシーへの配慮を前提として、市の相談窓口を紹介するか、求めに応じ市に 連絡し、生命等の危険が予知される場合は、警察、消防、市に緊急通報を行うこととした。

•「何らかの異変」と有るが、具体的にどのようなケースがあるのか例示がないと対応が難しい。

⇒ 協定締結業者に対し、見守り活動のポイントを纏めた啓発リーフレットを配布し、活動の 実行性を高められるよう対応した。

・事業所から「人によっては通報を好まないので、異変を察知しても連絡しづらい」という声があった。

⇒ 通報に基づき市の職員が対象者を訪問した際、「誰からの通報か」ということは絶対に言わないので、できる限り連絡してほしい旨対応を依頼した。

連絡先 〇〇市役所 〇〇〇〇課

高齢者等見守り連絡票

連絡日時 平成 年 月 日

午前•午後 時 分

高齢	氏名等	
者等見	住所	
守り対象者	発見した異変の概要	新聞等配達物がたまっているその他 (可能な範囲で記載してください)
の 状 況	事業者における対応状況	
	(申し送り事項)	

事業所名	連絡者
氏名	
連絡先	

*市町村の様式がある場合は、そちらを使用してください。

民間事業者と自治体の協定書文例

*市町村が民間事業者と見守りに関わる協定を締結する際の様式例

「○○市高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定書」

○○(以下「甲」という)と○○市(以下「乙」という)は、○○市高齢者見守り事業者ネットワーク事業実施要綱(以下「要綱」という)に規定する高齢者見守り事業者ネットワーク事業(以下「事業」)の実施に関して、要綱第○条の規定に基き、次のとおり協定を締結する。

(目的趣旨)

- 第1条 この協定は、甲と乙が協力し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、高齢者の見守りを行うことにより地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
 - 2 この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し、要綱に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 甲と乙は、見守り活動の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築すると共に、事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものである。

(事業の内容)

- 第3条 甲は、その日常業務において、地域の高齢者に対して、「緩やかな見守り」を行い、何らか の異変を発見した場合に乙の○△に連絡を行うものとする。
 - 2 甲から連絡を受けた○△は、甲より提供された情報と、○△及び行政関係各課の業務にて蓄積された対象高齢者の情報と照らし合わせて、対象高齢者の状況を確認し、当該対象高齢者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等にかかわる活動を実施するものである。
 - 3 甲が○△に連絡する高齢者の見守りにかかわる情報は、当該高齢者の氏名、性別及び異変が確認されたときの状況とする。

(見守り協力対象者名簿への登録)

第4条 乙は、この協定の締結をもって甲の見守り協力事業者名簿に登載するものとする。

(個人情報の保護)

- 第5条 甲と乙は、本事業に関し知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱に 関して、必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 甲は、高齢者の見守りに関して知り得た情報を、高齢者の見守り以外の目的に利用してはな らない。

(免責事項)

第6条 甲は、高齢者の異変に関して、その責任を負わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成○○年3月31日までとする。
 - 2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

(本協定の破棄)

第9条 甲は、乙に対する申し入れによって、本協定を破棄することができる。

2 乙は、甲が事業に協力するに当たり要綱若しくは本協定の規定に違反したとき又は甲が事業 に協力するにあたり不適当な事由があると認めるときは、甲に対して通告により本協定を破 棄することができる。

この協定を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

 \angle

12

種 別 等	郵便事業者	金融機関	金融機関
団 体 名	日本郵便株式会社東海支社	一般社団法人名古屋銀行協会	一般社団法人東海地区信用金庫協会
組織等	郵便局 (2,015年1月31日現在) (県内) 直営郵便局 839局 簡易郵便局 93局 合計932局	・手形交換(交換部)、とりひき相談(とりひき相談所)、施設 貸与、レストラン運営(業務部)のほか、総務部の3部1所体制 *防犯対策協議会事務局 ・会員:愛知県内に本支店を置く銀行-現在36行 ・手形交換には県内96金融機関が参加	東海地区内39信用金庫(愛知、岐阜、三重、静岡)
高齢者等見守りに関する取組内容	25市町村で協定を締結。(2015年1月31日現在) (注)H27.2 津島市と協定締結	振り込め詐欺はじめ、投資詐欺など高齢者を狙った金融犯罪の 撲滅のため、金融機関では警察とも協力して、窓口、ATMコーナーなどでの高齢者への現金引出時、振込時における声かけや注意喚起をはじめ、普段からの啓蒙を実施している。	個々の信用金庫においては、普段から、振り込め詐欺をはじめとした金融犯罪に対して、窓口での注意・ATMコーナーでの啓蒙に加え、高齢者の大口の現金出金に対しては小切手対応とするなど、その被害防止に努めているほか、日頃の渉外活動を通じた情報収集や把握などを実施している。 信用金庫の中には、高齢者見守りに係る地元の自治体との間で見守り協定を締結する金庫もあり、こうした動きは広がりを見せている。 協会としても、理事長等が集まる会合において、本会議での取組み状況を報告しているほか、個々の信用金庫での取組み・協定締結の要請などを行っている。
備考		〈追記〉 今年度初めて警察とともに研修会を実施	*岡崎信金営業統括部 「高齢者アドバイザー」をおいている 豊田市、岡崎市、西尾市と協定を結んでいる 店舗は西・東三河と春日井等 協定をまだ結んでいない市町村の窓口名簿の情報提供希望あり -県高齢福祉課より提供

種 別 等	金融機関、買い物 JA	買い物 コンビニエンスストア	通院 医療機関
団 体 名	愛知県農業協同組合中央会	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	公益社団法人愛知県医師会
組 織 等	愛知県下20JA うち16JAで21の助け合い組織あり 助け合い組織の会員は合計で約1,800名	愛知県コンビニエンスストア防犯協議会 9社 3.310店舗 ・ (株) サークルドサンクス 1,119 ・ (株) ローソン 395 ・ (株) ファミリーマート 453 ・ (株) 九九プラス 132 ・コミュニティストア 6 ・ (株) ココストア 60 ・ミニストップ (株) 219 ・ (株) デイリーヤマザキ 80 ・ (株) セブンイレブンジャパン 846	地区医師会 47
高齢者等見守りに関する取組内容	○ JA愛知中央会は、21助け合い組織の連合組織である「J Aあいち助け合い組織連絡協議会」の事務局を担当 ○ JAあいち助け合い組織連絡協議会の活動 ・ J A 助け合い組織代表者・事務局会議の開催(年3回)・組織情報誌の発行(年2回)・活動発表会の開催(事例の相互発表)・各種研修会の開催 例:成年後見制度、レクリエーション技法、認知症対応、傾聴技法、会員確保策、次期リーダー養成 ○ JAにおける助け合い組織の活動・ミニディサービスの開催 (21組織で年間計1,344回、延べ利用者数は22,204人)・病院ボランティア(10組織、901回、2,057人参加)・配食事業(行政受託事業:1組織、149日、11,434食)・行政受託事業 愛西市:ミニデイサービスによる介護予防幸田町:配食事業 美浜町:配食事業 美明町:ミニデイサービス 新城市:ミニデイサービス 教楽町:ミニデイサービス 東栄町:ミニデイサービス 東栄町:ミニデイサービス	 ○セーフティーステーション活動の実施(SS活動) 高齢者や身体障害者の方が来店された際に、買い物に関するお 手伝いをします。また、気分が悪くなられた際は速やかに119番に連絡します。 ○全国的には、宅配サービス普及中 (セブンイレブン)、在宅介護サービス等、高齢者支援に取り組み(ローソン)等あります。 	モデル事業の中で、地区医師会に委託して在宅医療ネットワークを形成しています。 これは、電子連絡帳を利用した在宅医療における他職種連携システムであり、地域住民に必要なサービスを一体的、かつ体系的に提供するためのネットワークを構築し、行政とも協力して独居の方を含む高齢者の見守りをしております。
備考		* 本部社員は基本的に認知症サポーター養成講座を必須で受講し、理解に努めている。又、女性及び子どもの駆け込み対策として警察等に24時間通報できる。警察等の緊急連絡先一覧に最寄りの市町村の高齢者見守り対応窓口の連絡先を追加することは可能。 「宅配サービス」は、まだ対応が少ない。各店舗の経営者が理解をして実施するのだが、その他商品配達時に、電球を変える等の可能性を協会内で提案している。	

۲	_	
c	л	

種 別 等	通院 薬局	介護 居宅介護支援事業者	住宅 民間家主
団 体 名	一般社団法人愛知県薬剤師会	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	公益社団法人愛知共同住宅協会
組織等	地域・職域薬剤師会 45 会員 平成27年1月30日現在5,345名	県内居宅介護支援事業所 400事業所程度が加入している	事業を行う地域:主に愛知県内 会員数:660名(平成25年5月現在) (会員は、民間賃貸住宅経営者・管理者(大家さん)が多いが、 これに限られない) 事業の利用者に限定はなく、広く一般に利用可能。
高齢者等見守りに関する取組内容	○ 法人としては、特段、見守り事業を実施していません。一部 地域薬剤師会では、市町に協力し、メールによる徘徊高齢者捜索 システムに地区の薬局が登録する、地域見守り活動に参加する 等、取り組んでいます。	○各市町村の見守りに関するネットワークへの登録の推奨と、啓発。 ○要介護高齢者を中心に、医療関係、介護サービス提供者との連携の上での見守りと、定期的な訪問による確認。	「見守り大家さん事業」 高齢者等に対する居住支援(入居前・入居中) 1. 民間の賃貸住宅経営者・管理者(大家さん)による、高齢者等の入居促進、入居中の高齢者等の見守り活動(①できることから、②無理せず、③ひとりでかかえこまず)の推奨。 2. 見守り活動の支援(ヘルプライン)無料相談窓口を設置し、具体的事案に対応。入居者、大家さん、支援者、行政担当からの相談が多い(平成25年4月~11月:138件)。 3. 研修・交流会市町村規模で、大家さん、支援団体(地域包括支援センター等)、行政、の連携の構築をめざす。大家さんに、支援団体や行政の取り組みを学習する機会を提供するとともに、相互に顔の見える関係を築き、具体的事案での円滑な対応に繋げる。 平成25年度実施 (1)豊田市 平成25年6月28日「入居者が認知症になったらどうしますか?」(2)江南市 平成26年2月3日「江南地域の繋がりを活かした入居者支援大家さん・支援者・行政の望ましい連携に向けて」 *別添資料:見守りエピソード
備考	* 薬局では、日常業務の中で見守りを行うよう心掛けています。具体的には、処方せん調剤や一般用医薬品販売時の声かけや相談、薬剤師訪問時における異常の発見等です。なお、薬局へ道に迷った高齢者が立ち寄った場合の対応や徘徊情報を受けて近所の探索も実施しています。	* 県単位の活動は難しい。市町村での活動については、それぞれの市町村に連絡協議会等があるので、そこで周知はされている。団体としては、このような活動の共有化を図っていくべきと考え、見守り関連の情報が共有できるように啓発を進める。	

۲	_
C	0

種 別 等	住宅 UR	高齢者 老人クラブ	見守り 民生委員
団体名	独立行政法人都市再生機構中部支社	公益財団法人愛知県老人クラブ連合会	愛知県民生委員児童委員連盟
組織等	中部支社住宅経営部 ストック活用ウェルフェアチーム 連絡先事業者名:独立行政法人都市再生機構業務代行者 株式会社URコミュニティ 名古屋住まいセンターお客様相談課 大曽根住まいセンターお客様相談課	・53の独立した連合会(各市町村)・クラブ数 4,387・会員数 348,705人(平成25年4月1日)	53市町村民生児童委員協議会 ※名古屋市を除く 328法定単位民生児童委員協議会 民生委員・児童委員 6.641人(定数) 主任児童委員 711人(定数) 計 7,352人
高齢者等見守りに関する取組内容	高齢化率の高いUR団地において、生活支援アドバイザーを試行的に配置(愛知県において3団地)。 生活支援アドバイザーの見守り等に係る主な取組は次の通り。 ①URの高齢者向け制度等の案内・相談受付等 ②あんしんコール 希望者に対し、毎週1回予め決められた時間に電話連絡を実施 ③団地巡回 「集合郵便受け又は玄関ポスト等の確認」による安否確認 ④地域コミュニティー形成のサポート シルバー健康教室等のイベント企画、開催等	"みんなが感謝と親切で生き抜きましょう"のスローガンのもとに、各種事業を実施しています。 ・重点事業「全国三大運動」 1 「在宅福祉を支える友愛活動」の推進高齢者相互支援事業を実施しています。 (1)第22回高齢者相互支援活動研修会の開催 (平成26年2月19日) (2)高齢者相互支援事業モデル市町村老人クラブ連合会への助成(指定 4か所) 「友愛訪問活動」の主力が女性であることから、毎年、老人クラブ女性リーダー研修会を実施しています。 (平成25年6月14日) 2 地域の安全・安心を支える活動の推進「高齢者の交通事故防止、防犯、消費者被害・詐欺対策、災害時対応等高齢者へのPR活動・実践活動への参加の促進」のために、各市町村への資料送付、メールー斉送信による情報提供を都度実施しています。	民生委員・児童委員活動愛知県推進計画(第1次~第6次)」に基づき、市町村民生委員児童委員協議会、法定単位民生委員児童委員協議会、民生委員・児童委員と連携し、 〇「高齢者」をはじめとする気がかりな人、身近に頼る人がいない地域住民を派遣し、進んで声をかけ、相談にのり、見守るなどの活動に取り組んでいる。 ・一人暮らし高齢者や障害者への支援活動(ふれあいサロンの開設・運営協力、近隣の支援ネットワークづくりなど)平成24年度実績 108民児協・孤独死防止推進事業への協力平成24年度実績 7民児協 ・田ごろの見守り活動を通じて把握している要援護者の情報を、自然災害発生時の安否確認に役立てる活動(要援護者支援マップの作成など)に取り組んでいる。 ・民児協で進める災害支援活動(独居高齢者、高齢者世帯の支援マップの作成・見直しなど)平成24年度実績 50民児協
備考		*知多市老人クラブ「南巽が丘寿会」-買い物支援(たすけあい事業)	添付資料④

種 別 等	社協	県警
団体名	愛知県社会福祉協議会	愛知県警察
組織等	 ・愛知県内54市町村社会福祉協議会別途、名古屋市内には16の区社会福祉協議会が有 ・愛知県内すべての71(1県54市町村16区)社協にボランティアセンターが設置されている。ボランティア登録 6,563団体 262,858人住民参加型在宅福祉サービス団体 83団体 	
高齢者等見守りに関する取組内容	【高齢者等の見守りに関する取り組み内容】 〇地域福祉を推進する市区町村社協事業及びボランティアセンター等の支援や育成、人材養成 ・小地域福祉活動 18市町村(17市1町)248か所 ・ふれあいいきいきサロン46市町村(33市13町)1,362か所 ・高齢者等の見守り活動 22市町(17市5町) 〇地域での活動を支援する人材の育成 ・ボランティアコーディネーター養成 ボランティア活動を行っている人の意思等を尊重し援助を必要としている人に繋げる調整役を行う役割を担う人材の育成。	
備考		* 振り込め詐欺防止対策で銀行の協力得ている。繰り返しの注意喚起が必要。 (会議出席は、行方不明者関係と、交通総務課の2名)

但成) 資者名	担当窓口	時間	電話番号	FAX	休日夜間 担当窓口	時間	電話番号	FAX
	5屋市	担当ぶり	四日	电动钳写	FAX	担当ぶし	可目	电动钳写	FAX
			000 1715	0500 54 0000	0500 50 0010			0500 54 0404	
豊村	他中	長寿介護課	8:30~17:15	0532-51-2333	0532-56-3810	市役所内防災センター	_	0532-51-2421	
	商市	長寿課地域支援班	8:30~17:15	0564-23-6147	0564-23-6520	_	_	_	_
-2	含市	高年福祉課	8:30~17:15	0586-28-9021 0586-28-9151	0586-73-1019	宿直	左記以外	0586-28-8100	0586-73-03
瀬戸	□市	高齢者福祉課	8:30~17:15	0561-88-2626	0561-88-2633	市役所警備室→高齢者福祉課	左記以外	0561-82-7111	_
¥ 8	田市	地域福祉課	8:30~17:15	0569-84-0641	0569-22-2904	宿直	左記以外	0569-21-3111	0569-22-29
春日	3井市	高齢福祉課	8:30~17:15	0568-85-6196 (地域見守りホットライン)	0568-84-5764	高齢福祉課 (守衛室に転送)	左記以外	0568-85-6196 (地域見守りホットライン)	_
豊川	川市	介護高齢課高齢者支援係	8:30~17:15	0533-89-2105	0533-89-2137	市役所日直•宿直	24H	0533-89-2111	0533-89-2° ただし、左記にTil
津島		高齢介護課長寿福祉グループ	8:30~17:15	0567-24-1111	0567-24-1791	_	_		_ ARCA #85CH
碧南		高齢介護課	8:30~17:15	0566-41-3311	0566-46-5510	市役所警備室→高齢介護課	左記以外	0566-41-3311	
H									
刈名	市	長寿課	8:30~17:15	0566-62-1063	0566-24-2466	宿直室	左記以外	0566-62-1080	
豊田	田市	地域福祉課	8:30~17:15	0565-34-6984	0565-34-6793	警備室	17:15~	0565-31-1212	_
安城	成市	社会福祉課	8:15~17:15	0566-71-2223	0566-74-6789	社会福祉課	左記以外	0566-71-2223	0566-74-6
西月	€市	長寿課	8:30~17:15	0563-56-2111	0563-64-0995	宿直室	左記以外	0563-56-2111	0563-64-0
蒲君	郡市	長寿課	8:30~17:15	0533-66-1105	0533-66-3130	当直(長寿課)	17:15~8:30	0533-66-1111	0533-66-3
犬山	山市	長寿社会課	8:30~17:15	0568-44-0325	0568-44-0364	長寿社会課	左記以外	0568-61-1800	_
-			8:30~17:15	0569-34-7744	0569-34-9470		休日:終日		0560-25-4
	骨市	福祉課				常滑市役所宿日直者	夜間: 17:15~8:30	0569-35-5111	0569-35-4
	有市	高齢者生きがい課	8:30~17:15	0587-54-1111	0587-56-5961	高齢者生きがい課 小牧市役所守衛から地域福	左記以外	0587-54-1111	0587-56-5
小型	枚市	地域福祉課	8:30~17:15	0568-76-1193	0568-76-4595	社課の休日当番へ連絡	8:30~17 : 15	0568-72-2101	0568-75-5
稲沢	尺市	高齢介護課	8:30~17:15	0587-32-1111 内線257,461	0587-32-1219	宿直室	左記以外	0587-32-1111	0587-32-1
新城	成市	長寿課	8:30~17:15	0536-23-7688	0536-23-2002	当直	17:15~8:30	0536-23-1111	0536-23-2
東海	毎市	高齢者支援課	8:30~17:15	052-689-1600	052-602-0390	高齢者支援課高齢者支援ネットワークセンター	休日:終日 夜間:17:15~8:30	052-602-0874	052-602-0
大府	市市	福祉課	8:30~17:15	0562-45-6289 (直通)	0562-47-3150	宿直室	休日:終日	0562-47-2111	_
_	多市	福祉課	8:30~17:15	0562-33-3151	0562-33-3556	知多市役所宿直	夜間: 17:15~8:30 休日: 24H	0562-33-3151	0562-32-1
_							平日: 17:15以降		
知立		長寿介護課	8:30~17:15	0566-95-0150	0566-83-1141	宿直室	17:15~8:30	0566-83-1111	0566-83-1
尾引	張旭市	長寿課	8:30~17:15	0561-76-8143	0561-52-3749	宿直室 土曜日:福祉まるごと相談グ	左記以外	0561-53-2111	0561-52-3
高波	兵市	福祉まるごと相談グループ (地域包括支援センター)	8:30~19:00	0566-52-9610	0566-52-7918	ループ (地域包括支援セン ター) 日・祝祭日・梅間: 高近市	土曜日:8:30~17:15 日・祝祭日・夜間:左 記・上記以外	0566-52-9610	0566-52-7
岩倉	會市	高齢福祉グループ	8:30~17:15	0587-38-5809	0587-66-6100	宿直	左記以外	0587-66-1111	_
豊明	明市	高齢者福祉課	8:30~17:00	0562-92-1261	0562-92-1125	宿直室	左記以外	0562-92-1111	0562-92-1
ΘĬ	進市	高齢福祉課	8:30~17:15	0561-73-1497	0561-72-4554	高齢福祉課	24時間 宿・日直対応	0561-73-1497	0561-72-4
田原	京市	高齢福祉課	8:30~17:15	0531-23-4654	0531-23-3545	田原市役所宿直	左記以外	0531-23-1111	_
愛西	西市	地域包括支援センター	8:30~17:15	0567-25-1111	0567-25-1111	宿日直	休日:24時間	000567-25-1111	0567-25-1
清須		清須市地域包括支援センター	8:30~17:15	052-409-9010	052-401-0032	高齢福祉課	夜間: 17:15~8:30 休日:終日	052-400-2911	052-409-3
H		高齢福祉課		0568-22-1111			夜間: 17:15~8:30		0568-24-0
H	8古屋市	(包括支援センター)	8:30~17:15	内線3139	0568-26-4477	直室	左記以外	0568-22-1111	(社会福祉課)
弥言	言市	介護高齢課(注1)	8:30~17:15	0567-65-1111	0567-67-4011	(注3)	(注2)	0567-65-1111	0567-67-4
æЗ	よし市	高齢福祉課	8:30~17:15	0561-32-8009	0561-34-3388	警備員室	17:15~	0561-32-2111	_
あっ	表市	高齢福祉課	8:30~17:15	052-444-3141	052-443-3555	宿直	休日: (未記入) 夜間: 17:15~8:30	052-444-1001	052-441-8
長り	久手市	長寿課	8:30~17:15	0561-56-0631	0561-63-2940	宿直	左記以外	0561-63-1111	0561-63-2
東組	郎町	長寿介護課	8:30~17:15	0561-38-3111	0561-38-7932	長寿介護課	左記以外	0561-38-3111	0561-38-7
豊山		豊山町地域包括支援センター	8:30~17:15	0568-28-0932	0568-28-0061	宿直室	17:00~8:30	0568-28-0932	
<u> </u>	D#J	健康生きがい課	8:30~17:15	0587-94-0051	0587-94-0052	大口町役場宿直	左記以外	0587-95-1111	0587-95-10
_							休日:終日		+
扶勇		介護健康課	8:30~17:15	0587-93-1111	0587-93-2034	当直	夜間: 17:15~8:30 休日: 終日	0587-93-1111	0587-93-2
大治	台町	民生課	8:30~17:15	052-444-2711	052-443-4468	民生課	休日:終日 夜間: 17:15~8:30	052-444-2711	052-443-4
蟹江	IHJ	高齢介護課	8:30~17:15	0567-95-1111	0567-95-9188	宿日直	左記以外	0567-95-1111	0567-95-9
飛馬	島村	保健福祉課	8:30~17:15	0567-52-1001	0567-52-1009	休日:役場日直·宿直 夜間:役場宿直	休日:24時間対応 夜間:17:15~8:30	(0567)52-1231	(0567)52-2
阿ク	ス比町	健康介護課	8:30~17:15	0569-48-1111	0569-48-0229	役場宿直	17:15~8:30	0569-48-1111	0569-48-0
東浦	甫町	福祉課高齢福祉係	8:30~17:15	0562-83-3111	0562-83-3912	宿直	左記以外	0562-83-3111	0562-83-3
—	印多町	保健介護課高齢者介護係	8:30~17:15	0569-65-0711	0569-65-0694	当直者	_	0569-65-0711	0569-65-0
				内線540~542	(総務課)		0:20- 47:45		(総務課)
美涉		住民福祉課	8:30~17:15	0569-82-1111	0569-83-0755	住民福祉課	8:30~17:15	0569-82-1111	0569-83-0
武皇	豊町	地域包括支援センター	8:30~17:15	0569-74-3305	_	地域包括支援センター	17:15~8:30	0569-74-3305	
幸日	田町	福祉課	8:30~17:15	0564-62-1111	0564-56-6218	夜間休日受付なし 守衛で受付し開庁日に対応		0564-62-1111	_
	柴町	町民課	8:30~17:15	0536-62-0519	0536-62-1458	宿日直	(未記入)	0536-62-0511	0536-62-1
設準				2502 72 1215	I	4D+0	17:15~8:30	0536-76-0501	0536-76-1
股 東 第	栄町	福祉課	8:30~17:15	0536-76-1815	0536-76-1725	役場	17.15 -0.30	0530-70-0501	

			生活:	支援等			
	平日	3	主心.	×1技号	休日祖	友間	
担当窓口	時間	電話番号	FAX	担当窓口	時間	電話番号	FAX
個別に調整中				個別に調整中			
長寿介護課	8:30~17:15	0532-51-2333	0532-56-3810	市役所内防災センター	_	0532-51-2421	_
長寿課地域支援班	8:30~17:15	0564-23-6147	0564-23-6520	_	_	_	_
高年福祉課	8:30~17:15	0586-28-9021 0586-28-9151	0586-73-1019	宿直	左記以外	0586-28-8100	0586-73-0342
高齢者福祉課	8:30~17:15	0561-88-2626	0561-88-2633	市役所警備室→高齢者福祉課	左記以外	0561-82-7111	_
地域福祉課	8:30~17:15	0569-84-0644	0569-22-2904	宿直	左記以外	0569-21-3111	0569-22-2904
高齢福祉課	8:30~17:15	0568-85-6196 (地域見守りホットライン)	0568-84-5764	高齢福祉課 (守衛室に転送)	左記以外	0568-85-6196 (地域見守りホットライン)	_
介護高齡課高齡者支援係	8:30~17:15	0533-89-2105	0533-89-2137	市役所日直•宿直	24H	0533-89-2111	0533-89-2137 ただし、左記にNも必要
高齢介護課長寿福祉グループ	8:30~17:15	0567-24-1111	0567-24-1791	_	_	_	_
高齢介護課	8:30~17:15	0566-41-3311	0566-46-5510	市役所警備室→高齢介護課	左記以外	0566-41-3311	_
長寿課	8:30~17:15	0566-62-1063	0566-24-2466	宿直室	左記以外	0566-62-1080	_
地域福祉課	8:30~17:15	0565-34-6984	0565-34-6793	警備室	17:15~	0565-31-1212	_
社会福祉課	8:15~17:15	0566-71-2223	0566-74-6789	社会福祉課	左記以外	0566-71-2223	0566-74-6789
長寿課	8:30~17:15	0563-56-2111	0563-64-0995	_	_	_	_
長寿課	8:30~17:15	0533-66-1105	0533-66-3130	当直(長寿課)	17:15~8:30	0533-66-1111	0533-66-3130
長寿社会課	8:30~17:15	0568-44-0325	0568-44-0364	長寿社会課	左記以外	0568-61-1800	_
福祉課	8:30~17:15	0569-34-7744	0569-34-9470	常滑市役所宿日直者	休日:終日 夜間:17:15~8:30	0569-35-5111	0569-35-4329
高齢者生きがい課	8:30~17:15	0587-54-1111	0587-56-5961	高齢者生きがい課	左記以外	0587-54-1111	0587-56-5961
地域福祉課	8:30~17:15	0568-76-1193	0568-76-4595	小牧市役所守衛から地域福 祉課の休日当番へ連絡	8:30~17:15	0568-72-2101	0568-75-5714
高齢介護課	8:30~17:15	0587-32-1111 内線257,461	0587-32-1219	宿直室	左記以外	0587-32-1111	0587-32-1219
長寿課	8:30~17:15	0536-23-7688	0536-23-2002	当直	17:15~8:30	0536-23-1111	0536-23-2002
高齢者支援課	8:30~17:15	052-689-1600	052-602-0390	高齢者支援課 高齢者支援ネットワークセンター	休日:終日 夜間:17:15~8:30	052-602-0874	052-602-0390
福祉課	8:30-17:15	0562-45-6289 (直通)	0562-47-3150	宿直室	休日:終日 夜間:17:15~8:30	0562-47-2111 (代表)	_
福祉課	8:30~17:15	0562-33-3151	0562-33-3556	知多市役所宿直	休日:24H	0562-33-3151	0562-32-1010
長寿介護課	8:30~17:15	0566-83-1111	0566-83-1141	宿直室	平日: 17:15以降 17:15~8:30	0566-83-1111	0566-83-1141
長寿課	8:30~17:15	0561-76-8143	0561-52-3749	宿直室	左記以外	0561-53-2111	0561-52-3749
福祉まるごと相談グループ (地域包括支援センター)	8:30~19:00	0566-52-9610	0566-52-7918	土曜日:福祉まるごと相談グループ(地域包括支援センター)	土曜日:8:30~17:15 日・祝祭日・夜間:左 記・上記以外	0566-52-9610	0566-52-7918
高齢福祉グループ	8:30~17:15	0587-38-5809	0587-66-6100	宿直	8:30~17:15	0587-66-1111	_
高齢者福祉課	8:30~17:00	0562-92-1261	0562-92-1125	宿直室	左記以外	0562-92-1111	0562-92-1125
高齢福祉課	8:30~17:15	0561-73-1497	0561-72-4554	高齢福祉課	24時間 宿・日直対応	0561-73-1497	0561-72-4554
高齢福祉課	8:30~17:15	0531-23-4654	0531-23-3545	田原市役所宿直	左記以外	0531-23-1111	_
地域包括支援センター	8:30~17:15	0567-25-1111	0567-25-1111	宿日直	休日:24時間	000567-25-1111	0567-25-1112
清須市地域包括支援センター	8:30~17:15	052-409-9010	052-401-0032	高齢福祉課	夜間: 17:15~8:30 休日: 終日	052-400-2911	052-409-3090
高齢福祉課	8:30~17:15	0568-22-1111	0568-26-4477	直室	夜間: 17:15~8:30 左記以外	0568-22-1111	0568-24-0003
(包括支援センター) 介護高齢課(注1)	8:30~17:15	内線3139 0567-65-1111	0567-67-4011	(注3)	(注2)	0567-65-1111	(社会福祉課) 0567-67-4011
高齢福祉課	8:30~17:15	0561-32-8009	0561-34-3388	警備員室	17:15~	0561-32-2111	
高齢福祉課	8:30~17:15	052-444-3141	052-443-3555	宿直	休日:(未記入)	052-444-1001	052-441-8330
長寿課	8:30~17:15	0561-56-0631	0561-63-2940	宿直	夜間: 17:15~8:30 左記以外	0561-63-1111	0561-63-2940
長寿介護課	8:30~17:15	0561-38-3111	0561-38-7932	長寿介護課	左記以外	0561-38-3111	0561-38-7932
豊山町地域包括支援センター	8:30~17:15	0568-28-0932	0568-28-0061	宿直室	17:00~8:30	0568-28-0932	_
登山町地域已拾文族とフター健康生きがい課	8:30~17:15	0587-94-0051	0587-94-0052	大口町役場宿直	左記以外	0587-95-1111	0587-95-1030
					休日:終日		
介護健康課	8:30~17:15 8:30~17:15	0587-93-1111	0587-93-2034	当直	夜間:17:15~8:30 休日:終日	0587-93-1111	0587-93-2034
民生課 宣齡企識調	8:30~17:15	052-444-2711	052-443-4468	民生課	夜間: 17:15~8:30	052-444-2711	052-443-4468
高齢介護課	8:30~17:15	0567-95-1111	0567-95-9188		休日:24時間対応	(0567)50 4004	(DE67)50 0000
保健福祉課	8:30~17:15	(0567)52-1001	(0567)52-1009	夜間:役場宿直	夜間: 17:15~8:30	(0567)52-1231	(0567)52-2320
健康介護課	8:30~17:15	0569-48-1111	0569-48-0229	役場宿直	17:15~8:30	0569-48-1111	0569-48-0229
福祉課高齢福祉係	8:30~17:15	0562-83-3111 0569-65-0711	0562-83-3912 0569-65-0694	宿直	左記以外	0562-83-3111	0562-83-3912 0569-65-0694
保健介護課高齢者介護係	8:30~17:15	内線540~542	(総務課)	当直者	_	0569-65-0711	(総務課)
住民福祉課	8:30~17:15	0569-82-1111	0569-83-0755	住民福祉課	8:30~17:15	0569-82-1111	0569-83-0755
地域包括支援センター	8:30~17:15	0569-74-3305	_	地域包括支援センター	17:15~8:30(緊急時	0569-74-3305	_
福祉課	8:30~17:15	0564-62-1111	0564-56-6218	夜間休日受付なし 守衛で受付し開庁日に対応		0564-62-1111	_
町民課	8:30~17:15	0536-62-0519	0536-62-1458	宿日直	(未記入)	0536-62-0511	0536-62-1675
福祉課	8:30~17:15	0536-76-1815	0536-76-1725	宿日直	17:15~8:30	0536-76-0501	0536-76-1725
住民課	8:30~17:15	0536-85-1311	0536-85-5005	宿直対応	17:15~8:30	0536-85-1311	0536-85-5005
-	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	